



# 市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略

現在、新庁舎の開庁による利用者の増加と屋外環境整備工事に伴い、市役所駐車場が混雑しております。

市役所や中央市民サービスセンターへは、できるだけ公共交通機関をご利用いただくか、乗り合わせてお越しくださるようお願いいたします。

## 選挙の第9・第46投票所が変わります

第9投票所「南部公民館」から「牛島小学校」へ変更

第46投票所「川村善二所有作業所」から「下浜桂根公民館」へ変更

秋田市長選挙立候補予定者説明会  
日時▶3月7日(火)午後3時～5時  
会場▶市役所6階6・A会議室  
●問い合わせ▶市選挙管理委員会  
事務局 ☎(8888)5786

## 市民SCが保守点検のため臨時休館します

3月18日(土)に休館▶

西部市民SC(住民票の写しなどを

交付する自動交付機は使用可)

☎(8888)8080

南部市民SC(自動交付機も使用不可) ☎(8388)1212

3月19日(日)に休館▶東部市民SC

☎(8533)1039

\*3施設とも貸出施設、子育て交流ひろばも利用できません。

## 医療費の自己負担が軽減される福祉医療費の申請を忘れずに

次の①②に該当するかたは、申請すると「福祉医療費受給者証」が交付され、診療の際に受給者証と健康保険証を一緒に医療機関に提示すると保険診療の自己負担分(1～3割)が助成されます。

①子どもの福祉医療制度の対象

0・1歳▶全員に入院・通院医療費を助成します。所得確認あり

2～6歳▶入院は全員に助成します。通院は所得制限あり

小・中学生▶入院・通院ともに所得制限あり

\*お子さんが1歳以上で、市(区町村)民税所得割が課税されている世帯は、自己負担分の半額をお支払いただきます。なお、医療機関や薬局ごとに月額1千円が上限です。

ひとり親家庭、父母がいない家

庭、父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭▶18歳までのお子さん(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)が対象です。

所得制限あり。お子さんが就職などで、社会保険本人になると該当しません

②障がい児(者)の福祉医療制度の対象

重度障がい児(者)▶身体障害者手帳1～3級か療育手帳Aをお持ちのかた。社会保険本人は所得制限あり

高齢身体障がい者▶65歳以上で身体障害者手帳4～6級をお持ちのかた。社会保険本人は該当しません。所得制限あり

\*健康保険が変わったかたなどは、新しい健康保険証と印鑑を持って、次の窓口で福祉医療の変更手続きをしてください。

●申請と変更手続きの窓口

①子どもの福祉医療制度は子ども総務課(市役所2階)

☎(8888)5691  
FAX(8888)5693

\*詳しくは下段をご覧ください。

②障がい児(者)の福祉医療制度は障がい福祉課(市役所1階)

☎(8888)5663  
FAX(8888)5664  
:西部・南部・北部・河辺・雄和の各市民SC、駅東SCでは、①②とも受け付けます。

## 乳幼児、小・中学生の福祉医療制度の申請について

持ち物▶子どもの名前が記載された保険証と印鑑および次のいずれかをお持ちください。ただし、秋田市で課税されているかたは必要ありませんので、窓口でお知らせください。

▶平成28年度の所得証明書(総所得、扶養人数、各種控除内訳、課税状況が記載されているもの)  
▶平成28年度市(区町村)民税・県(都道府)民税納税変更通知書兼特別徴収税額決定(変更)通知書

## 所得制限基準額(扶養人数)基準額

父母の所得は合算せず、それぞれの所得額で判断し、いずれかが超えると該当しません。

乳幼児: 0人▶46万円、1人▶498万円、2人▶536万円、3人▶574万円  
小・中学生: 0人▶267万2千円、1人▶305万2千円、2人▶343万2千円、3人▶381万2千円

\*扶養人数が1人増えるごとに、所得制限基準額に38万円を加算します。

## 次の項目は所得から控除できます

雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除・配偶者特別控除▶市・県民税の控除額と同額  
社会保険料控除▶8万円  
障害者控除(1人につき)▶普通27万円・特別40万円  
勤労学生控除▶27万円

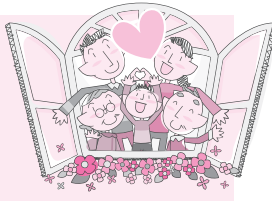
市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>

# 住み慣れた地域で暮らし続けるために



## 「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります

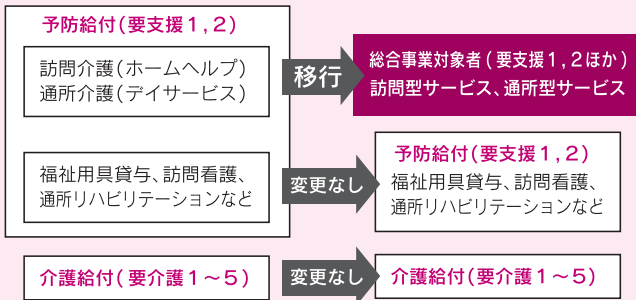
高齢のかたが住み慣れた地域で介護を必要としない暮らしを続けていくため、市では、4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」を始めます。

総合事業では、「参加」「活動」の視点を取り入れることで、高齢者が地域の中で役割を持ちながら、いきいきと生活が続けられることをめざしています。

### ■訪問介護と通所介護が総合事業に移行します

要支援認定1、2のかたに対するサービス(予防給付)のうち、訪問介護(ホームヘルプサービス)と通所介護(デイサービス)が、「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行します。事業の枠組みは変わりますが、受けるサービスの内容・料金に変更はありません。

なお、訪問・通所型以外のサービス(福祉用具貸与など)はこれまで通り予防給付として実施します。



訪問型サービス(ホームヘルプ)と通所型サービス(デイサービス)のみを利用するかたで、基本チェックリストに該当するかたは、要支援認定を受けていなくてもサービスを利用できるようになります。

なお、総合事業のサービスを利用したあとでも、介護保険の認定の申請ができます。

問い合わせ 長寿福祉課 ☎(888)5668・FAX(888)5667

## 「生活支援体制整備事業」 「シンポジウム」を開催

「自分がやりたいこと+ささえてい→エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)」がテーマです。参加無料。先着100人。直接会場へお越しください。

日時▶3月24日(金)午後1時30分～4時30分

会場▶市役所5階の正庁

◆地域包括ケアシステムの基盤と

なる「支え合い」を広げるための事例紹介や意見交換

◆東京大学高齢社会総合研究機構の後藤純さんによる「エイジフレンドリーシティと人生100歳時代」と題したミニ講座など

●問い合わせ

長寿福祉課 ☎(888)5668

## 古着を活用して ごみ減量しませんか！

洗濯済みの古着を無料で回収します。透明な袋に入れてお持ちく

ださい。また、制服・学生服も回収し、無料で市民へ提供します。

日時▶3月12日(日)午後1時～3時30分 会場▶市役所1階市民ホール

回収できる物▶背広(ネームが付いていないもの)、制服・学生服、スカート・ズボン、パジャマ、ハンカチ、スカーフ、ネクタイ、トレーナー、セーター、子ども・ベビー服  
回収できない物▶汚れがひどいもの、ビニール製品、ゴム製品、下着、布団、枕、着物、じゅうたん、カーペット、足ふきマット、防寒具(着)、手袋

## ●問い合わせ

環境総務課 ☎(888)5705  
秋田市環境活動推進協議会事務局  
☎090-6223-4406

## 高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種は早めに

今年度、高齢者用肺炎球菌ワクチン定期接種の対象となるかたの助成期限は3月31日(金)です。接種がまだのかたはご検討ください。  
対象▶秋田市に住み票があり、次の①か②に該当するかた

①平成29年3月31日時点で65・70・75・80・85・90・95・100歳のかた

\*昨年4月にはがきをお送りしていただきます。

②60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあるかた

接種料金(自己負担額)▶医療機関の接種料金から市の助成額(市民税課税世帯は5千17円、非課税世帯は6千17円)を差し引いた額。

生活保護受給者は無料

接種方法▶健康保険証など生年月日の分かるものと市から届いたはがきを持って、市と契約した医療機関で接種してください(事前に予約が必要な場合もあります)

## ●問い合わせ

健康管理課 ☎(883)1179